

宮城県登米総合産業高等学校教育振興会会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は宮城県登米総合産業高等学校教育振興会と称し、事務局を同校に置く。

(会員)

第2条 本会は生徒の保護者及び本会の目的に賛同する者をもって組織する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は宮城県登米総合産業高等学校の教育の振興、奨励を図るため必要な助成をなし、もって教育文化の発展に寄与することとする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 生徒の活動及び学校職員の教育活動に対する助成
- (2) その他、目的を達成するため必要な事業

第3章 役員等

(役員等)

第5条 本会に次の第1号から第5号までの役員と、第6号の事務局を置き、事業の企画、運営推進に当たる。

- (1) 会長 1名 本校PTA会長がその任に当たる。
- (2) 副会長 3名 本校PTA副会長がその任に当たる。
- (3) 会計 2名 本校PTA会計に会長が委嘱する。
- (4) 庶務 若干名 本校PTA庶務に会長が委嘱する。
- (5) 監事 3名 本校PTA監事に会長が委嘱する。
- (6) 事務局長 1名 及び事務局員若干名は本校教職員から選出し、会長が委嘱する。

(任務)

第6条 本会の役員等の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は会務を統理し、本会を代表する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は本会の会計を掌理する。
- (4) 庶務は本会の庶務全般を処理する。
- (5) 監事は本会の会計を監査する。
- (6) 事務局長及び事務局員は、会務を処理し、出納及び会計の事務に当たる。

(役員等の任期)

第7条 本会の役員等の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

(会議)

第8条 本会の会議は、総会及び役員会とする。

(総会)

第9条 総会は、通常総会と臨時総会とする。

- (1) 通常総会は年1回PTA総会と同時に会長が招集する。ただし、時宜によりその時期を変更することができる。
- (2) 臨時総会は会長が必要と認めた場合に召集する。
- (3) 総会の議長は役員会で選考する。

2 次の事項は、総会において議決又は承認を要する。

- (1) 会則の決定及び改正
- (2) 役員承認
- (3) 前年度決算承認
- (4) 新年度事業及び新年度予算の審議決定
- (5) その他必要事項の審議決定

3 総会は出席会員をもって構成する。

4 総会の議決は出席会員の過半数の同意による。ただし、会則改正は出席会員の3分の2以上の同意による。

(役員会)

第10条 役員会は、総会に次ぐ議決機関であり、役員をもって構成する。

2 役員会は会長が招集し、その議長となる。

3 役員会では、次の事項を審議する。

- (1) 総会の決定事項の運営に関する事
- (2) 総会に提出する議案の審議決定
- (3) 総会に諮らない役員等の承認
- (4) その他必要事項の審議決定

第5章 会計

(経費)

第11条 本会の経費は会費、寄附金及びその他の収入をもって当てる。

(会費及び会計処理)

第12条 会費等の金額及び会計処理については、別に定める。

(会計事務の委託)

第13条 本会は、会計事務の一部を学校長に委託することができる。

(会計年度)

第14条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(監査)

第15条 会計は年1回監査を受けなければならない。

(予算の補正)

第16条 予算の補正は、役員会の承認を得て行うことができる。

第6章 補則

(委任)

第17条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要となる事項は、役員会に諮って会長が別に定めることができる。

附則

この会則は、平成27年4月11日から施行する。